

## 利子の原償性と原償計算

番場 嘉一郎

### 一 利子費の本質論

利子の原償性については次の三つの見解が存在する。

- 1 利子はすべて原償でないとの見解。
- 2 他人資本利子のみが原償であるとの見解。
- 3 他人資本たると自己資本たるとを問わず、すべての資本に對する利子は原償性をもつとの見解。

他人資本利子のみが原償であるとの見解は、第一に原償に關する支出主義の考え方に立つものである。他人資本利子は實際に支拂われるから原償であるというのである。この見解に對しては直ちに、自己資本利子もまた原償であるという反對論が提出される。原償は必ずしも支出に結合するものではなく、支出がない場合でも原償の

發生は認められるからである。

メロヴィッチは云う。「自己資本利子は貨幣支出と結合しない。そこで自己資本利子の原償性は永らく認識されなかった。人々は自己資本利子を利益の一部とみた。しかし自己資本によって賄われた資本財部分(資産部分の意)も生産のために用いられているのであり、自己資本利子も他人資本利子と同様に給付に参加しているのであるから、自己資本利子を他人資本利子とは異った扱いにする理由は理解できない。原償は必ず貨幣支出に結びつくものとは云えない。自己資本利子も原償である。……」と(Mellerowicz, Allgemeine Betriebswirtschaftslehre, 2. Bd., S. 26.)

ところで自己資本利子は支出に結合しないかどうか。

自己資本利子も純利益の分配という形式で支出されると考えることができる。自己資本利子を會計上は一般に原價としないから、原價としては支出されないが、純利益の分配としては支出される可能性がある。そこでこの形式で自己資本利子の支出が行われる限り、他人資本利子のみが原價であるという見解は、自己資本利子を純利益からの支出項目と見る立場であると解することもできる。従って議論は、自己資本利子を純利益からの支出項目と見ることが妥當か、原價として支出されるべき項目と見ることが妥當か、という問題に移る可能性も存在すると云えよう。とも角も、支出の有無という問題をはなれて、自己資本利子の原價性を論じなければならぬことは明かである。

會計上の純利益は經濟學上二つの部分から成ると考えられることがある。一つの部分は、企業危険をおかさな場合、資本が稼得すべき利益であり、他の部分は企業危険をおかすことに對する報償として稼得すべき利益である。前者は自己資本利子に相當し、經濟學上これを生産費と考えるのである。資本を安全なる状態の下に投下

#### 利子の原價性と原價計算

すれば、一定率の収益が必ず資本に隨伴する。この自己資本利子を収益から回収しない限りは、純粹の利益が得られたことにならない。自己資本利子相當額以上の収益は資本そのものによって稼得されるのではなく、投資家が危険をおかすことに對する報償として、投資家によって稼得されるのである。資本は一企業に投ぜられなければ、他の企業に安全な収益率で投ぜられ得るものであり、この率に相當する金額は、企業が資本を獲得するための費用である。自己資本利子は企業の資本費である。……という議論は、利子が支出されるか否かをはなれた、資本利子の原價性に關する論證である。

メロヴィッチは利子費を機會原價とし、利子の原價性について次のように論ずる。

利子の原價性の判断にとって重要なことは、支出のあるなしではなく、「財消費」(Güterverzehr)のあるなしである。資本財(Kapitalgüter: 資本の運用形態としての資産の意)は、他人資本により調達されたものであっても自己資本により調達されたものであっても、すべて同様に、資本給付(Kapitalleistungen)を遂行するのであ

り、給付に伴って資本費 (Kapitalkosten) を発生せしめるのである。資本の給付とは經營の生産のために生産手段 (資本財) を準備し、整えることを意味する。金錢の形態をとる資本は購買力であり、財を支配する能力である。物財の形態をとる資本は、物財に内在する生産技術的力又は生産經濟的力の利用可能性である。一企業への資本給付によって、この購買力や利用可能性が他に振向けられる機會は失われる。そこに資本給付に伴う犠牲すなわち資本費が発生する。この犠牲一種の (財消費) が発生することは他人資本の場合たと自己資本の場合たとを問わない。利子を原價計算的に、財消費 (Gutsverbranch) として見ると、利子には統一的性格があることは明かである。利子の原價性に關しては、統一的な解釋を行うことのみが許されるのである。すなわち他人資本利子も自己資本利子も原價計算上は同様に取扱われなければならない。

他人資本利子を原價に加え、自己資本利子を除外すると、原價の經營間比較を行う場合に、支障を生ずる。そこで經營比較の立場から、すべての利子を原價と見るか、

原價とみなさないかという問題が提起される。この場合にも、利子の原價性如何は原價の本質及び概念から結論づけられねばならない。原價は經營に必要な財消費 (廣義の) であり、利子も一種の財消費にほかならない。他人資本利子の場合には、財消費たることは、それに伴う利子支出の形で明瞭にあらわれる。自己資本利子にも財消費が結びつくのであるが、その財消費は支出という積極的な形をとらないで、利用の機會の喪失 (Nutzentgang) という消極的形をとるのである。資本を一經營に投ずると、それを他のところに投じて収益をあげるという可能性が企業主にとっては無くなるのである。これによって一つの利子収益の機會が企業主から失われるのである。この収益喪失は原價をあらわす。利用の機會喪失は一種の價值消費であるから。かくて、理論上は、利子はすべて原價性をもつという見解のみが代表的な見解となり得る。

それにも拘わらず、利子の原價性が理論的なお論争されるとすれば、それは、原價概念が餘りにも狭きに失するか、原價の性格についての結論を誤っているか、何

れかに起因する。例えば、利子の原償性に反対して、利子は何ら財消費をあらわすものでない、資本財消費 (Kapitalgüterverzehr) は、資本財の減償償却を行えばそれによつてもはや償われているのであつて、利子は資本利用に對しての報酬に過ぎないという異論が唱えられる。この議論の缺陷はあきらかにその原償概念が狭きに失することにある。減償償却と利子とを合せて (さらに他に資本危険負擔費及び資本關係租税をこれに加えて) はじめて資本費の總額が得られるのである。財貨又は給付の利用に對して原償性を否定せんとすることは、賃金の原償性をも否定することを意味する。勞働力も結局は利用されるのみであり、消耗されるものではないから。しかしこの理由から、賃金の原償性に異論を唱えるものは存在しない。

また次のような異論が提出される。これは原償の性格に對しての結論を誤つてゐる議論である。いわく、自己資本利子が原償であるとすれば、それは常に價格中に織込まれて償われねばならない、しかるに、經營は最低利子の償いを當然に市場に要求し得るといふものではない。

#### 利子の原償性と原償計算

く、むしろ資本利子を儲けによつて收得しなければならぬのである。この議論は原償と價格との關係を全く誤解してゐるのである。原償を計算することは、原償が價格によつて償われるようにすることを意味するものではない。そのようなことは、個別的な原償價格の場合に見られるに止まるのである。價格は原償の函數ではない。自己資本利子が價格によつて償われないばかりでなく、企業者賃金とか減償償却とかいう他の不可避の原償も償われない場合も少なくないのである。

他方、原償價格形成の場合には、自己資本利子をも含めて、すべての原償を把握することが絶対に必要である。然らざれば經營は實質的損失を蒙るのである。さらにコントロールのためにも、合目的な經營方針決定のためにも、經營は總原償を認識把握しなければならぬ。従つて利子の原償性を否定する議論は妥當でない。(Mellervitz, *Kosten u. Kostenrechnung*, 1 Bd., 1951, S. 61—2)。

#### 二 實務上の原償算入論及び不算入論

他人資本利子でも自己資本利子でも、利子には全く原

價性がないとの見解は、利子を純利益の分配と見るものである。純利益は或いは他人資本利子として分配され、或いは資本金に對する配當として分配され、殘餘は企業に留保されると考へるのである。(Atkins, Industrial cost accounting for executives, p. 161.)。現在の會計實務においては、自己資本利子の原價性を認める立場をもとらず、他人資本利子の原價性を否定する立場をもとらず、他人資本利子の實際額をピリオド・コストとする立場をとるのが一般的であることは周知の如くである。

實務上、資本利子の製品原價不算入ないし自己資本利子の非原價性が主張される根據は次の如くである。

- (1) 會計上の原價は經濟學上の原價と合致するを要しない。
- (2) 自己資本利子は現實の貨幣支出を伴わないから原價ではない。
- (3) 自己資本利子の算入は棚卸資産原價を膨脹させ、見越利益を計上せしめる。
- (4) 各種の代替的生産方法の原價比較を行うために利子を算入することは必要でない。

(5) 原價における利子額を知ることが望ましいとしても、それは利子を原價制度に織込まないでも可能である。

(6) 利子計算の基礎たる資産額又は利子率の決定が容易でない。

(7) 企業間の原價比較を行う上に、利子は決定的な重要な要素をなすものではない。

(8) 税法は自己資本利子を損金とみとめない。

これに對して實務上における資本利子の原價算入論も存在し、次のような諸理由を擧げるのである。

- (1) 會計上の原價は經濟學上の原價概念に合致せしめるべきである。
- (2) 利子算入は、異った生産方法や機械の相對的經濟性を測定可能にする。
- (3) 最初の原價見積の正確性を確かめるためには、利子算入が必要である。
- (4) 事業の種類毎に、販賣製品の種類毎に、それぞれの有利性を定めるには、利子負擔の如何による差を明らかにすべきである。

- (5) 資本利用から生ずる原價を部門別に示すためには利子算入が必要である。
- (6) 利子算入によって原價における時間的要素を適切に把握することができる。
- (7) 棚卸資産の多少による資本費の變化を算定するためには利子の算入が必要である。
- (8) 部品を外部から購入すると自製するのとでは、何れが安いかを明かにするには、利子算入が必要である。
- (9) 設備を所有する場合の製品原價と借入れる場合の製品原價とを比較するには利子を原價算入すべきである。
- (10) 異った金融方法の何れが有利かを見るためには利子を算入すべきである。
- (11) 同業團體 (trade associations) の統一原價制度の目的を達成するには利子算入が必要である。
- (12) 利子算入は操業増加への刺戟を與える。
- 算入論にも、不算入論にも、薄弱な根拠もあれば、相當有力な根拠もある。

利子の原價性と原價計算

利子を間接費としこれを製品、仕掛品に配賦すれば、利子はプロダクト・コストとなり、資本利子の算入額に等しい貸方科目を収益に計上する以上、販賣未済の棚卸資産に含まれる利子分につき、利益の見越計上が行われることになる。棚卸資産も利子を算入しただけ膨脹するのである。しかし、自己資本利子算入額だけ計算利子引當金を設定し、期末棚卸資産に含まれる利子分に相當する引當金は、期末に収益に振替えないでおき(賣上品に含まれる利子分に相當する引當金のみを収益に振替え)、期末引當金は棚卸資産からの控除形式を以て表示するよにすれば、右の不算入論の(3)は根拠を失う。

設備の種類又は取得原價が異なる場合の製品原價比較とか、設備を借入れた場合と所有する場合との原價比較とかを行うには利子の原價算入が必要となる。利子を算入することによって、資本利用の程度が異なる同一製品又は異種製品の原價が比較可能とされるのである。かかる原價比較は、同一種製品が手作業によっても機械作業によっても製造されるという場合とか、所要資本額の異なる各種製品が製造される場合にその収益性を相互に比較す

るため、資本利用の異なる各部門の作業費を算定するため、材料又は製品の手持を大きくし、又は少くすることから生ずる損得を比較するため、設備又は建物を買入れるか、借入れるかを決定するため、同一種の作業を行う二以上の企業の比較を行うため等の目的で行われる。不算入論者は、そのような比較を行う際に利子を原價に算入することは不必要であると解する。利子差が著しい場合には、租税とか、保険料とか、減價償却費とかいう費目の差も著しいであろう。利子差が意思決定（何れの方法を選ぶかの決定）に影響を及ぼすほどに大であれば、租税その他右述の如き費用の差だけでも意思決定に影響を興える程に大であろう。従って利子を算入して利子差を觀察するような必要はないと考えられると主張するのである。また、云う。利子は原價比較を行う上に重要な要素でない。利子は總原價中の一小部分に過ぎず、原價計算の結果における大なるウェイトを占めない。一方法が他の方法に比して、どれだけ労務費が少いか、材料の消費が少いか、間接費が少いかを見ることがむしろ重要である。或いは製品の品質又はサービスの優秀さから見て

何れの方法を選ぶ方がよいかというような點に、經營者は關心をよせ、コストの考慮は二次的とされることもあるであろうと。

特別な目的を以て行う原價計算にあつては、その原價に利子を算入することが普通である。例えば新規に建物や機械を取得しようとする場合にその取得後の製品原價を見積るが如き、また異なる生産方法を用いる場合にそれぞれの製品原價を見積るが如き、新規製品に着手しようとする場合にその製品原價を見積るが如きに際しては、所要資本の利子を原價に算入するのである。この種の見積原價と會計上の実績原價との比較を容易にするには、原價制度上も利子を算入すべきであると利子算入論者は主張する。反對論者は、これに對して、原價制度上利子を算入する必要はなく、會計上の原價と見積原價とを比較する場合には、見積原價から利子を外して比較すればよいのであると反駁する。

利子の算入が操業度増加への刺戟となるというのは、操業度の増減が製品單位當り利子費に及ぼす影響を觀察する場合の効果を意味するのであるが、反對論者からは、

を興えるに足りるとの反駁が行われる。

或る製品が完成するには、シーズンニング (Seasoning) の過程を要するという場合がある。相當期間、製品を貯蔵しておいて熟成させ、その品質を高めるといふ場合である。かかる製品についてはその熟成期間に對する資本利子を原價に算入すべきであると云われる。ブドウ酒、木材などは、熟成させると高價になる。この價值増加は資本の利用にもとづくものであり、従つてこれに對應する利子費を原價に追加すべきであると考へるのである。これに對しても、反對論者は、製品の評價は原價又は時價何れか低い方の價額によるべきであり、價値の増加を販賣に先だつて見越し計上すべきでないと言ふが、これは利子の原價性についての見解の相違に基く反對論であり、反對論の方が薄弱である。

利子不算入論の最も有力な根據は利子算入の計算方法の困難性に求められている。經營資本の在高の把握に問題が生ずるのみでなく、これを製造部門別、補助部門別、販賣費關係、及び一般管理費關係に配分することも容易でない。利子率の決定も恣意的となり勝ちである。ピッ

#### 利子の原價性と原價計算

グは「支拂利子にせよ、自己資本利子にせよ、利子の問題はすべて内部的財務に係わることである。利子は製造原價とは結び付かない。或る企業は悉く自己資本を以て事業を行い、他の企業は短期の借入金を主として利用し、また他の企業は社債や優先株を主として利用するのである。しかし金融方法の相違によつて製造原價が影響されるべきものではない。それはただ、企業が自分自身のために留保し得る利益殘額に影響すべきものなのである。

……利子算入論よりも不算入論の方に歩がある。もちろん利子を計算に入れなければ、企業が利益を得ているか否か判らないのであるから、利子算入論も無視してはならないが、しかし利子を原價算入しようとして、原價制度を複雑にし、著しく手数を要するものにするいはれない。利子算入の結果は、原價計算制度とは別な、會計制度外の計算表 (statistical statements) を作成することによつてこれを求めることが、計算技術上の困難を最少にする。このような計算表から、經濟的な賣價決定を可能ならしめるために必要なインフレーションは充分に得られる。かかる方法によれば、利子の原價算入に對



する有力な反對論が回避される」と述べている (Biggs, Cost accounts, pp. 84, 86.)。

メレロヴィッチは實務上の利子不算入論につき次のように論ずる。實務上の不算入論の根據は次の如くである。

- (1) 經營は多くの理由から、時には價格をそこまで引下げようとするために、利子を除外した原價を知ろうとする。
- (2) 利子を原價として計算するには著しく餘分な手數を要する。
- (3) 利子の原價算入は商法及び税法の評價規定に反する。
- (4) I.S.O. (政府契約の原價價格算定要綱) は利子を原價

としてではなく、價格計算上の利益として計算する。第一の議論は價格政策的議論である。それは、價格形成の基礎をととのえることは原價計算の目的に過ぎないこと、原價計算はさらに他の目的を達成しなければならぬことを看過している。部分原價の把握だけでは、これらの目的に役立たない。多くの場合、價格の基礎の

提供よりも重要と見られる經營の管理について然りである。

さらに、價格政策的考慮から、時に價格を利子分だけ引下げるということは非常に危険である。他人資本利子は、他の費用に比すると殆んど猶豫なしに支拂うを要するものだからである。また、利子だけを支出と直結しない他の費用例えば減價償却費や企業者賃金と異った扱いに何故するのか、その理由は理解しがたい。

なおまた、利子を原價に算入しても、あとで原價から利子をはずしてみることができるとも考えるべきである。

第二の論點も有力ではない。固定資本に對する利子の場合、その計算手續は減價償却の場合と何ら異なる。減價償却費の計算に用いる固定資産價額がそのまま利子の計算及び配分にも利用できるのである。流動資本の利子の計算も經營必要資本が確定されれば、困難でない。流動資本利子は特定の製品種類に直課される間接費 (Grtippengemeinkosten) としてこれを計算するのが最善である。従って原價部門への配賦計算は無用である。

やむを得ない場合にのみ、各原価部門における流動資本の平均在高(年一回計算する)を利子の配賦基準として用いば足りるのである。

利子の原價算入は商法及び税法の評價規定に反するとして第三の議論は正しくなく、株式法第一三三條は仕掛品及び製品の評價について、製造原價又は(時價が低い場合には)時價によるべきことを規定する。利子も原價性をもつから製造原價に屬することは疑いを容れない。株式法には、利子は、減價償却費のように原價構成部分として特に擧げられてはいないが、それは利子の原價性を否定するものではない。

税法も自己資本利子を製造原價に算入すべからずとは云っていない。ただ、従來の實務上の原價觀念に従い、自己資本利子は稅務上製造原價に屬さないことを明かにしている稅務監督局の判例に反するに過ぎない。これに對しては、早晚、原價研究及び原價計算規定の現状に適合せしめる努力がなされねばならない。これが行われないうちは、租稅目的のためには、仕掛品及び製品の價額から、なるべく簡便な方法で利子を抜き出す計算を行い、

#### 利子の原價性と原價計算

調整をはかることが唯一の殘された道である。

ISO は利子を利潤の構成要素とし、原價とはしないとして第四の議論に對しては、次のように云うことができる。

- (1) ISO も利子を原價として計算することを許容する。
- (2) ISO が利子を利潤構成部分とすることは、理論的な根據に基くものではなく、心理的な理由によるのである。
- (3) 最近發表されている原價計算準則は利子の原價性を明定してゐる。そこで ISO の規定は全く實務上の意義を失うのである。

利子の原價計算を行うことに對する實務上の反對は確固たる根據にたつものではない。利子を原價として計算することが原價計算の認識力に對して與える利點は看過されてはならない。利子を原價に算入することによつてはじめて、原價部門毎及び原價負擔者毎の利子消費が正しく認識され得る。正しい資本方策にとつて、このことは不可欠の前提をなす。利子を利潤として取扱うと、原

價把握が不完全となり、成果を誤認し、結局、誤まった經營措置、總合經濟的に不利な經營措置が行われ易くなる。すなわち資本を多大に要する生産が強行され、そうでない生産が不當に輕視されることになるのである (Mellerowicz, a. a. O. S. S. 63, 64)。

### 三 利子費の原價計算方法

會計帳簿上利子を原價に算入する方法をとると、帳簿外において利子を原價に算入する方法をとるとを問わず、利子としては自己資本と他人資本との合計額に對する計算利子を原價に算入すべきである。

計算利子としては自己資本利子のみを問題にし、他人資本利子はその實際負擔額(支拂利子のみ)を原價に算入するという考え方もあるが、それでは利子の原價算入の目的を達しない。利子算入の重要な目的は完全なる原價を把握するという以外に、原價を比較可能にすることにある。區々な利子率による他人資本利子をそのまま原價に算入するのでは、各企業における資本利用の程度の相違が原價數字の上に明確に表現されないことになるか

ら、一業種の統一原價計算制度にあっては、他人資本と自己資本の區別なく、一定の利子率を以て利子費の計算を行う必要がある。

一企業の内部において、各部門毎の資本利用の相違又は製品種類毎の資本利用の相違を比較するという目的からすれば、自己資本には計算上の利子率を適用し、他人資本には實際利子率を適用し、これによって求めた利子費を原價算入しても差支えはないようである。しかしそのようなことをしても、自己資本に對する正常利子率による利子額と他人資本に對する實際利子額との合計を加重した平均利子率(自己資本に對する正常利子率と多少異なった利子率)を以て各部門毎又は製品種類毎の利子費を計算する結果となるだけである。それよりも、自己資本たると他人資本たるとを問わず、すべてに正常利子率を適用して計算した利子費を原價に算入する方が簡單であり、かつ正常な利子率のみを原價に算入するという原價計算上の原則にも適うのである。

自己資本に對する計算利子と他人資本に對する實際利子とを原價に算入することになると、各部門所屬の資産

利子算入をしないでも、原価数字は操業度増加への刺激額等から、部門毎の投下資本額を計算した上で、企業の自己資本と他人資本との割合をこれに適用し、部門別の自己資本投下額と他人資本投下額とを區別し、一方、自己資本投下額に對しては部門毎に計算利子を算定し、他方、他人資本投下額に基いて實際利子額を部門毎に配賦するという計算手續をとらねばならないことになり、手數である。

利子費を製造原價に算入する場合には、利子費は製造間接費として扱われるのであって、間接費の豫算をたてる以上、利子費の豫算もたてねばならない。利子費を豫算するには、利子率の豫定が必要である。豫定利子率としては正常利子率を選ぶべきである。利子費を豫定で原價に算入するという間接費計算手續上、他人資本利子もまた正常利子率による金額を原價に算入するという結果になるのは當然と考えられる。

かくして自己資本及び他人資本に對する計算利子を原價に算入する結果、財務會計上はその金額だけ利子収益を計上し（ただし期末棚卸資産に含まれる計算利子額に相當

する利子収益だけはこれを繰延利子収益に振替える。或いは原價に算入した計算利子額だけ計算利子引當金を計上し、賣上品に含まれる利子額だけ計算利子引當金を利子収益に振替える）、他人資本に對する實際の支拂利子は營業外の費用（原價外費用）としなければならぬ。

計算利子は經營資本總額に對して算定されるべきである。つまり經營資本利子が原價に算入されねばならない。計算利子をアメリカではインテレスト・オン・インヴェストメント (Interest on investment) と稱し、インヴェストメントを或る者は自己資本と解し、或る者は棚卸資産額プラス固定資産額（減價償却額差引）と解し、或る者は資産合計額から、無形固定資産及び有價證券投資額を除外した金額と解し、或る者は有形固定資産額と解し、區々であるが、これは經營資本（經營資産）すなわち生産、販賣及び一般管理に使用される資産と解することが正しい。

經營資本を算定する場合に、經營資産額から無利子他人資本額を控除したものを經營資本額とするのが通例である。メレロヴィッチは經營資本を「貸借對照表上の資

産プラス秘密積立金表現額マイナス經營外資産マイナス  
 無利子他人資本」の算式で算定することを説く(Muller &  
 vitz, Allgemeine……, 2Bd., S. 26)。買掛金や、仕入先  
 からの借入金、得意先からの前受金や借入金が無利子他  
 人資本の例であるが、經營資本算定に當ってこれを經營  
 資産から控除するのは、それが支拂利子を伴わないから  
 であると解すべきではない。利子支出の有無に基いて資  
 本に利子費が発生する、しないという判断をなすべきで  
 ないことは、すでに述べた。無利子負債でも、それが資  
 本用役を提供する限り、利子費を生ずるのである。コジ  
 オールによれば無利子負債の「無利子」は表面上のこと  
 であり、事實上は無利子負債に對しても利子という形以  
 外の形ですでに利拂がなされていて、原價計算上それが  
 原價に算入されるのである。仕入先からの買掛金や借入  
 金の利子の代償は通常仕入品の代償に事實上含まれてい  
 るのであり、得意先からの前受金や借入金の利子に代る  
 償いは得意先に安い價格で製品を賣り、その他の恩典を  
 與えることの中に含まれてゐるのである(Kosiol, Kaltau-  
 laforische Buchhaltung, 1953, S. 222)。従つて仕入品の

原價を製品原價に算入すれば、無利子負債の利子が算入  
 されたことになり、得意先に對する價格の割引やサーヴ  
 イス費を製品原價に算入すれば、無利子負債の利子が算  
 入されたことになる。従つて無利子負債に對し計算利子  
 を原價に算入すると二重の計算になるから、無利子負債  
 は計算利子算定の基礎からこれを除くのであると解する  
 わけである。しかしこの取扱は、むしろ、次のように改  
 める方が理論的である。すなわち、一方、無利子負債を  
 計算利子算定の對象に加え、他方、仕入品の原價はその  
 現金價格にまで引下げて、これを原價に算入する、得意  
 先に對する價格の割引やサーヴィス費は原價に算入しな  
 いという處理方法をとることにするのである。

計算利子を算定するに用いる利子率について、メレロ  
 ヴィッチは安全なる長期社債の利率によることを提唱し  
 (a. a. O. S. 20)、ヴァン・シックルは「最も公正な利子  
 率は恐らくその會社の社債の有效利率であらう。社債利  
 廻はその會社の借入資本のコストを公正にあらわすもの  
 である。社債發行による手取金は通常、固定資産に投ぜ  
 られる。従つて固定資本投下額に割當てられる利子は借

入資本の利子費と大體において合致すべきものである。

利率は業種により異なるであろうし、また同一業種の中でも企業により或る程度は異なるであろう。」と述べる (Van Sickle, Cost accounting, 1947, pp. 269-70)。<sup>9)</sup> マインの LSP

(前出の LSC に代る最近の原價價格算定要綱) は、計算利子算定の利率率として、州中央銀行の割引利率を、連邦經濟相が連邦蔵相の諒解の下に定められる加算率だけ高めた率を用いる。

資本利子の原價計算については、次の手續が必要である。

- (1) 各部門又は各製品種類に對する資本投下額を決定すること。
- (2) 利率率を選択すること。
- (3) 製造間接費豫定額に利子豫定額を加え、配賦率を算定すること。
- (4) 間接費配賦過不足額に含まれる利子額を算定すること。
- (5) 計算利子収益又は計算利子引當金を計上すること。

利子の原價性と原價計算

(6) 期末棚卸資産に含まれる計算利子額に相當する計算利子収益を繰延べ、又は賣上品原價に含まれる計算利子額に相當する計算利子引當金を収益に振替えること。

アメリカ紡績協會 (The Cotton-Textile Institute, Inc.) の「綿紡工場における原價豫算の方法」によれば、原棉、仕掛品及び製品、貯藏品、現金預金などの正常在高(保守的な見積りに従い、事業の能率的な運営に必要とみとめられる最低在高)を決定し、これに六%の利率率を適用して計算利子を求め、これを間接費豫算に加えるのである。そのうち原棉に對する計算利子豫算額は原棉消費高豫定に對する配賦率とし、これを原棉消費高に適用して製品原價に算入する(原料副費として製品原價に算入する)。

經營資本に對する計算利子は、一部が製造費用、一部が販賣費及び一般管理費になる筋合のものである。計算利子をこのように分けるには、經營資本を製造關係と販賣及び一般管理關係とに配分しなければならぬ。その方法に關しては、ヘッカート・マイナーの提唱するところが參考になる (Heckert-Miner, Distribution costs, 1953,

p. 61 ff., p. 99 ff.). これを参考とし、經營資本の配分方法を述べれば次の如くである。先ず貸借対照表の科目及び金額の分解及びグルーピングを行い、次のようにする。この貸借対照表から、

## 貸借対照表

(1) 現預金	(10) 無利子負債
(2) 營業用資金の當座的投資	(11) 利付負債
(3) 受取勘定	(12) 資本
(4) 製造用棚卸資産 (材料, 仕掛品, 消耗品)	
(5) 販賣及び一般管理用 棚卸資産 (製品, 消耗品)	
(6) 製造用固定資産	
(7) 販賣及び一般管理用 固定資産	
(8) その他營業用資産	
(9) 長期投資	

(1) 現預金 + (2) 營業用資金の當座的投資 + (8) その他營業用資産 - (10) 無利子負債 = 純運轉資金  
 の算式により純運轉資金を求めらる。純運轉資金はプラス又はマイナスの金額となる。次にその平均

在高を求め(期首、期末の二つの貸借対照表又はその期間の月次貸借対照表をも加えて平均在高を求め)、これを同期間の製造費用と販賣費及び一般管理費の比で分ける。そして製造用純運轉資金平均在高と販賣及び一般管理用純運轉資金平均在高を算定する。次いで次の算式により製造用資産平均在高と販賣及び一般管理用資産平均在高とを求めらる。

(4) 製造用棚卸資産平均在高 + (6) 製造用固定資産平均在高 = 製造用純運轉資金平均在高 = 製造用資産平均在高

(3) 受取勘定平均在高 + (5) 販賣及び一般管理用棚卸資産平均在高 + (7) 販賣及び一般管理用固定資産平均在高 = 販賣及び一般管理用純運轉資金平均在高 = 販賣及び一般管理用資産平均在高  
 棚卸資産及び固定資産の平均在高は純運轉資金平均在高の計算と同様に計算する。かくして製造經營資本平均在高と販賣經營資本平均在高とが求められるので、利率を適用すると製造費たる計算利子と販賣費及び一般管理費たる計算利子とが得られることになる。豫定で製造

用又は販賣及び一般管理用の經營資本を計算するには、豫算貸借対照表に基き、右の計算を行えばよい。

販賣及び一般管理用の經營資本を販賣地域別にわけ、或いは販賣製品種類別にわければ、販賣及び一般管理關係の計算利子を販賣地域別又は販賣製品種類別に把握する基礎が得られる。そのわけ方についても「ヘックカート」マイナーは具體的に説明をしているが、ここにはその紹

介を省略する。製造關係經營資本を部門別に分けて把握する方法と共に、別の機會に研究したい。

(本年五月號の税經通信に、利子の原價性と會計處理という拙稿を發表した。本稿ではさらに利子の原價性に關する理論を擴充整理し、新たに利子の具體的の原價計算方法を取扱つたのである。立論の都合上、本稿には、先きの拙稿の文句の一部を繰返している箇所が多少ある。御諒承を乞う。)